

平成29年度第2回「大分県食品安全推進県民会議」ご意見等

H30.1.31開催

【第5次大分県食品安全行動計画(素案)について】

番号	章節等	ご意見等の概要	県の考え方・取組状況等	関係課
1	生産段階の取組 (農林産物)	安全・安心な農林産物生産の推進に関する取組について、施策が農業のことに限定しているように見える。 しかしながら、農産物に関する重篤な健康被害事例には、野菜に付着したO157が原因となったもの等もあるので、農家の衛生管理に関する施策を入れ、もっと広く農産物の安心安全につなげてはどうか。(藍澤委員)	衛生管理の推進については、GAPの中の項目に含まれているので、GAPの認証を拡大する取組の中で対応してまいります。 農業については適正に使用することが大事であるので、引き続き取り組んでまいります。	地域農業振興課
2	生産段階の取組 (農林産物)	農産物直売所には様々な生産者が野菜等を卸しており、農薬の適正使用の徹底が行き届いていないように感じる。 例えば、野菜別に使用可能な農薬、希釈方法、注意点を示すなど、具体的に、誰にでも分かりやすいような取組を行って欲しい。 また、農家への立入り検査を行い、農薬の使用や保管の実態を確認する施策を入れてはどうか。(藍澤委員、志賀委員)	県では、農産物直売所への出荷者に対する対策として、直売所を通じて農薬に関する情報提供や農薬の適正使用の徹底を指導していきたいと考えています。 また、農産物「安心おおい直売所」取組宣言を推進し、各直売所に農薬指導士を配置し、直売所毎に講習会を開催することにより、出荷者に対する農薬の適正使用の周知徹底に努めてまいります。	地域農業振興課
3	生産段階の取組 (農林産物)	GAP認証の内容と、取り組んでいる農家が流通業者や消費者にも分かるようにしていただく、費用がかかるGAP認証の取得に農家を取り組みやすくなると思うので、対応をお願いしたい。(藤野委員)	「認証の取得」とはJGAP認証等の取得を示しており、国外でも通用するJGAPは120項目の基準をクリアする必要があり、費用もかかります。 県では、国ガイドラインに準拠した約70項目を基本とした県独自のGAP認証の仕組みを検討しており、このレベル以上のGAPを推進していくこととしています。 GAPに取り組んでいることを示す表示についても、「安心いちばんおおい産農産物認証制度」と同じように表示方法を検討してまいります。	地域農業振興課
4	製造・加工・販売 段階の取組	食品衛生法の営業許可の更新時(5～6年に1回)に営業者が受講する必要がある実務講習会の受講率を上げるための施策を行って欲しい。(三浦委員)	大分県では、実務講習会は大分県食品衛生協会が主体で行っています。大分県食品衛生協会と、実務講習会の受講率向上のため、営業者の受講を徹底させるような取組を協議してまいります。	食品・生活衛生課
5	製造・加工・販売 段階の取組	HACCPシステムの導入について、施設等のハードの改修が必要であるなら、飲食店等は負担が大きい、どうなるのか。(緒方委員)	厚生労働省が示しているHACCPの制度化では、A基準とB基準に分けるとしています。A基準は製造業など、厳しい衛生管理を必要とする業種に適用されます。 B基準は飲食店等に適用され、食品の危害を防ぐための重要なチェックポイントを設定して管理し、また衛生管理等の記録をつけることが求められます。 従って、B基準は、ソフト面に対応するものであり、必ずしもハードの改修が必要ではないと考えます。	食品・生活衛生課
6	製造・加工・販売 段階の取組	HACCPの取組で参考となる事例などを事業者を示してほしい。(緒方委員)	県では、平成28年度から「HACCP推進事業」に取組み、講習会の開催や実践者の養成、ホテル・旅館でのモデル事業を行い、HACCPの普及を図っています。 今後は、モデル施設を核にして普及を進めると共に、新たに飲食店等中小規模事業者でのモデル事業を実施し、さらなるHACCPシステムの普及に努めてまいります。	食品・生活衛生課
7	第3章 3 製造・加工・販売 段階の取組	HACCPの制度化はどのような事業者が対象となるのか。 また、多くの食品取扱事業者にHACCPの導入を周知するための講習会を増やすなど、対応をして欲しい。(相馬委員)	現在厚生労働省が示している内容では、全ての食品取扱事業者が対象であり、規模の大小は関係ないとしています(ただし流通業者は除かれる可能性あり)。 県では、HACCPの導入は、重点課題と考えており、営業者の方のHACCP制度化に対する理解と知識を深めていただくことを目的とした研修会を開催し、HACCPシステムの導入を推進し、回数についても増やしていけるよう取り組んでまいります。 また、(一社)大分県食品衛生協会の指導員を民間指導者として養成し、保健所の食品衛生監視員とともに事業者に対してHACCPの導入を促してまいりたいと考えます。	食品・生活衛生課
8	生産段階の取組 製造・加工・販売 段階の取組 流通段階の取組	食品はどんな経路で消費者のもとに来たとしても、安全であるべきである。 情報提供を文書で行うことだけでは、生産者等に正確に情報を周知することは難しいのではないかと。 生産者等が「知らなかった」という理由で、法に違反する行為を行うことにならないよう、行政には、生産者や製造者に対して、情報を文書で提供するだけでなく、講習会のような参加型の取組を行っていることを様々な場所から積極的にお知らせを行い、情報が周知徹底されるよう取り組んで欲しい。(首藤(文)委員)	(ご意見)	
9	消費段階の取組	生産者や事業者が食の安全安心のために取り組んでいることを、もっと消費者に対して示して欲しい。(大呂委員)	(ご意見)	